

杉戸町高齢者保健福祉計画第9期介護保険事業計画

令和6年度 ▶ 令和8年度



令和 6 年 3 月 杉戸町

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

全国的な動向と同様に、杉戸町の高齢化率は年々上昇しており、令和5年9月末現在で 33.8%となっています。その先を展望すると、高齢者の増加に伴って高齢化率は上昇し続け、令和7(2025)年には 34.6%、令和22(2040)年には 42.7%に達すると見込まれています。また、高齢者を取り巻く環境が変容するなかで、新たな生活課題も現れており、行政だけでは対応が難しい問題も多く、まちの多様な主体と連携・協働関係をもちながら、ともに課題解決を図れる体制構築が求められます。

これまでの取組や社会情勢等を踏まえ、地域のあらゆる主体が役割をもち、お互いに支え合いながら、住み慣れた地域で暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向け、高齢者施策の基本的な考え方や方向性を示すことを目的として「杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。

計画の位置づけ

老人福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るため、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体 とした「杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年とします。

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
第8期計画			第9期	胡計画(本計			第 10 期計画	i
	•	(見直し)			(見直し)		 	

日常生活圏域の設定

本町では、在宅介護などに関する総合的な相談に応じ、町内で包括的に支援が行えるよう、3つの圏域を設定しています。圏域には、地域の高齢者の心身の健康維持、保健・医療・福祉の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を包括的に行う「地域包括支援センター」を設置しています。

※日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるように、地理的条件、人口、交通、 その他の社会的条件、施設の整備の状況などを総合的に勘案して定める圏域です。

SDGs の取組

SDGsはグローバルな課題の解決に向けて各国が取り組む国際目標ですが、これらを達成するには自治体レベルでの取組が不可欠です。本計画で定める基本理念の実現や、基本方針に掲げる目標の施策を推進することは、SDGsが定めるゴールへとつながっていきます。



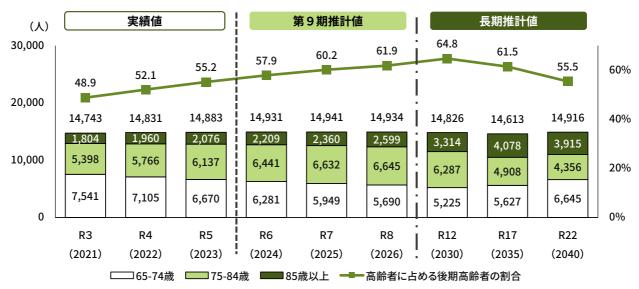
杉戸町における高齢者等の状況

高齢者数は、令和5年9月末現在で 14,883 人となっています。高齢者に占める後期高齢者の割合は、令和5年で 55.2%と、前期高齢者割合と後期高齢者割合の比率が令和4年以降逆転しています。

高齢者数の推計をみると、65-74歳は、令和12(2030)年まで減少が見込まれる一方、75-84歳では令和8(2026)年まで、85歳以上では令和17(2035)年まで増加が見込まれます。

また、高齢者に占める後期高齢者の割合は、令和12(2030)年まで上昇が見込まれます。

高齢者の状況

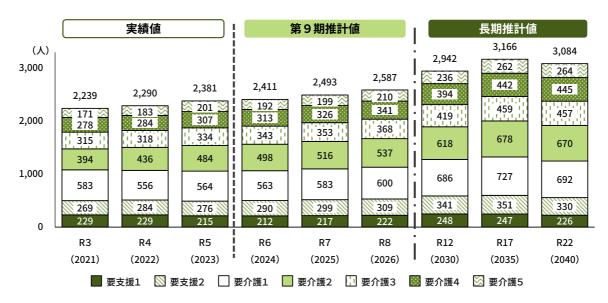


資料:住民基本台帳(各年9月末現在) 推計値は平成30年から令和5年の9月末現在の住民基本台帳を基に算出

要介護(要支援)認定者数は、令和5年9月末現在で 2,381 人となっており、要介護1が最も多く、次いで要介護2、要介護3となっています。

推計をみると、本計画の最終年度である令和8(2026)年では 2,587 人と増加が見込まれます。令和 17(2035)年には 3,166 人とピークに達し、その後減少に転じる見込みです。

■ 要介護(要支援)認定者の状況



資料:介護保険事業状況報告(各年9月末現在) 推計値は独自推計

誰もがいきいきと自分らしく暮らせるまち

基本方針1 健康づくりと介護予防の充実(健康寿命の延伸)

基本方針 2 在宅生活支援の充実

基本方針3 地域みんなで支え合い・交流のある社会づくりへの支援

基本方針4 高齢者にやさしいまちづくりの推進

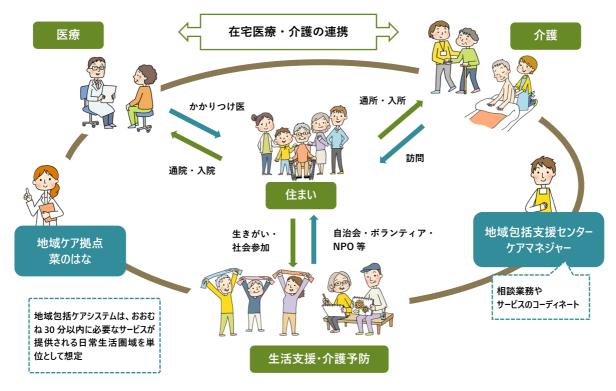
●● 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの考え方

本計画では、令和7(2025)年、令和22(2040)年を見据えて、高齢・障がい・子育てなどの分野や、「支える」 「支えられる」という関係を超え、一人ひとりが役割をもって、身近な地域でともに支え合える「地域共生社会」の 実現が求められます。

そのため、これまでの取組を踏まえながら、引き続き地域の特性に応じ、介護保険サービスや介護予防、健康づくり、生きがいづくりの仕組みが身近な地域で用意され、それらのサービスや支援を活用しながら高齢者が希望する暮らし方を選択できる、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要です。

また、住み慣れた地域で生活を送る高齢者の多様な生活ニーズに応えられる仕組みをつくるためには、「公助」「共助」を基本としつつ、「自助」や「互助」と協働しながら地域で支え合う体制づくりも必要です。

< 令和7 (2025) 年、令和22 (2040) 年の地域包括ケアシステムの姿 >



基本方針1 健康づくりと介護予防の充実(健康寿命の延伸)

- ◆高齢者が生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと暮らすことができるよう、介護予防や健康づくりを推進します。
- ◆健康寿命の延伸につながるよう、「まいにち体操教室」、「げんきSUGI体操」など通いの場の充実を図り、高齢者の社会参加や地域とのつながりづくりを促します。

施策の方向性

(1)健康教育

1 健康増進事業の充実

- (2)健康相談
- (3) 各種健康診査
- (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【新規】

取 組

2 地域支援事業の総合的な推進

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実
- (2) 一般介護予防事業の充実

基本方針2 在宅生活支援の充実

- ◆介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、切れ目のない在宅医療と、医療・介護の連携強化に努めます。
- ◆認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として、「認知症基本法」や「認知症施策推進計画」等を踏まえた認知症施策を推進していきます。
- ◆介護・予防・医療・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の深化・推進に取り組みます。

施策の方向性

取 組

1 生活支援等の充実

- (1) 生活援助事業
- (2) 家事援助サービス
- (3) 高齢者の移送サービス
- (4) 交通機関の整備・改善
- (5) 配食サービス事業
- (6) ふれあい事業
- (7) 緊急通報システム整備事業

2 家族介護支援の充実

- (1)訪問理容事業
- (2) 紙おむつ等支給事業
- (3)介護マークの普及促進
- (4)ケアラーへの支援【新規】
- 3 地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進
- (1) 地域ケア会議の実施
- (2) 適切なケアマネジメントの推進

4 相談支援・情報提供の充実

- (1) 地域包括支援センターの総合相談支援業務
- (2) 高齢者電話相談【新規】

5 在宅医療・介護連携の推進

- (1) 現状分析・課題抽出・施策立案
- (2) 対応策の実施
- (3) 対応策の評価・改善の実施

6 認知症施策の推進

- (1) 認知症総合支援事業
- (2) 認知症サポーター養成講座
- (3) 認知症ケアパス
- (4) チームオレンジ【新規】

基本方針3 地域みんなで支え合い・交流のある社会づくりへの支援

- ◆高齢者が生きがいをもち、多様な地域活動への参加を通じて、地域とのつながりを保ちながら社会で役割をもって 活躍できるよう、高齢者の就労や社会参加を促進します。
- ◆生活支援コーディネーターと協議体が連携し、地域の様々な資源を活用しながら、町民同士の支え合いの地域づくりを推進します。

	施策の方向性	取組
1	生きがい活動の充実	(1) 敬老事業(2) 生涯学習活動(3) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及
2	就労機会の充実	(1) シルバー人材センター (2) 就労の促進
3	自主的活動・地域交流の促進	(1) 老人クラブ活動 (2) 世代間交流 (3) 地域コミュニティ活動への参加支援 (4) 社会福祉協議会活動への支援 (5) ボランティア活動
4	生活支援サービスの体制整備	(1) 介護予防・生活支援サービスの体制整備

基本方針4 高齢者にやさしいまちづくりの推進

- ◆高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、関係機関や庁内横断的な連携・協力のもと、 災害や犯罪などから高齢者を守る安心・安全なまちを目指します。
- ◆高齢者の虐待防止や成年後見制度の利用促進など、高齢者の権利擁護の取組を推進します。
- ◆高齢者だけでなくすべての町民が暮らしやすいまちに向けて、道路や公園等を整備し、福祉のまちづくりを進めます。
- ◆団塊の世代の後期高齢者の増加に伴う要介護認定者数の増加や、今後さらに増大が見込まれる介護需要に対応するため、多様な介護の受け皿となっている有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、県と連携を図りながらサービス基盤を整備し、住宅に係る情報を積極的に提供します。

かりり一て人基盤を登開し、住宅に依る情報を慎極的に提供します。					
◆すぎとピアなどの公共施設等を有効に活用し、健康づくりや生きがいづくりの拠点とするとともに、高齢者が身近な地域で自主的な活動ができるよう支援します。					
施策の方向性	取組				
1 居住環境の整備	(1) 高齢者に配慮した町営住宅の普及促進(2) 福祉のまちづくりの推進(3) 公園・緑地などの整備(4) 道路環境の整備				
2 安全な生活の確保	(1) 防災対策 (2) 防犯対策 (3) 交通安全対策 (4) 消費者保護 (5) 緊急情報キット配布事業 (6) ヘルプマーク・ヘルプカードの配布 (7) 感染症発生時に必要な物資の確保				
3 高齢者の権利擁護	(1) 福祉サービス利用援助事業 (2) 要援護者あんしん見守りネットワークの活用 (3) 成年後見制度 (権利擁護業務) (4) 生活困窮者自立支援対策				

施策の方向性		取	組

- 4 介護保険施設以外の入所・入居施設の確保
- (1)養護老人ホーム (2)ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅

5 既存施設の利用促進・有効活用

- (1)保健センターの活用(2)すぎとピアの活用
- (3) その他既存施設の有効活用

6 保健・医療・福祉情報の提供

介護保険サービスについて

高齢者が介護保険を利用して安心した老後の生活を送るためには、制度の円滑かつ安定した運営が前提となります。介護が必要となってもできる限り、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、利用者の状況やニーズに基づき、適切な介護サービスが総合的かつ公平に提供できるよう努めます。

(1) 居宅介護サービスと介護保険施設サービス

	(a) =1== A =#	(=)			
	(1)訪問介護	(7)通所リハビリテーション			
	(2)訪問入浴介護	(8) 短期入所生活介護			
居宅介護サービス・	(3)訪問看護	(9) 短期入所療養介護 (老健・介護医療院)			
介護予防サービス ※	(4)訪問リハビリテーション	(10) 特定施設入居者生活介護			
	(5)居宅療養管理指導	(11) 福祉用具貸与			
	(6)通所介護				
特定福祉用具購入・					
特定介護予防福祉	特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入				
用具購入					
住宅改修・	日ウ人				
介護予防住宅改修	居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修				
居宅介護支援・	居宅介護支援・介護予防支援				
介護予防支援	10000000000000000000000000000000000000				
介護保険	(1)介護老人福祉施設	(3)介護医療院			
施設サービス ※	(2)介護老人保健施設				

(2) 地域密着型サービス

	(1)夜間対応型訪問介護	(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
地域密着型サービス・	(2)認知症対応型通所介護	(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
介護予防地域密着型	(3)小規模多機能型居宅介護	(8)看護小規模多機能型居宅介護
サービス ※	(4)認知症対応型共同生活介護	(9) 地域密着型通所介護
	(5)地域密着型特定施設入居者生活介護	

(3)地域支援事業

介護予防・日常生活 支援総合事業	(1)介護予防・生活支援サービス事業	(2)一般介護予防事業
包括的支援事業	(1) 地域包括支援センターの運営 (2) 在宅医療・介護連携の推進	(3) 認知症施策の推進 (4) 生活支援サービスの体制整備
任意事業	(1)介護給付費適正化事業	(2)その他の事業

※一部のサービスは介護予防サービスに含まれておりません。

65歳以上の方の介護保険料

第9期における第1号被保険者の介護保険料は以下のとおりとなります。月額保険料(基準額)を 5,203 円とし、不足する財源は、第8期までの保険料剰余金を積み立てしている介護給付費準備基金を取り崩して充当します。また低所得者(町民税非課税世帯)の負担軽減措置として公費による保険料の軽減を予定しております。

単位:円

所得段階	負担 割合	対象となる方	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	0.455 (0.285)	生活保護を受けている方/老齢福祉年金を受けており、かつ世帯全員が住民税非課税の方/本人及び世帯全員が住民税非課税の方/本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	2,368 (1,483)	28,500 (17,800)
第2段階	第2段階 0.635 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入 (0.435) と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方		3,304 (2,264)	39,700 (27,200)
第3段階	第3段階 0.69 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入 と合計所得金額の合計が120万円を超える方		3,591 (3,565)	43,100 (42,800)
第4段階	第4段階 0.9 本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がおり、本人 の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方		4,683	56,200
第5段階	1.0	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がおり、本人 の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	5,203	62,500
第6段階	第6段階 1.2 本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方		6,244	75,000
第7段階	1.3	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未 満の方	6,764	81,200
第8段階	1.5	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未 満の方	7,805	93,700
第9段階	1.7	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未 満の方	8,846	106,200
第 10 段階	1.9	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未 満の方	9,886	118,700
第 11 段階	2.1	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未 満の方	10,927	131,200
第 12 段階	2.3	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未 満の方	11,967	143,700
第 13 段階	2.4	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の方	12,488	149,900

※カッコ内は低所得者負担軽減を行った後の額

介護保険事業の適正な運営

介護保険の円滑かつ安定的な運営を確保する観点から、介護給付適正化の事業として、①要介護認定の適正化、②ケアプラン・住宅改修等の点検、③縦覧点検・医療情報との突合の3事業等を推進し、利用者への適切なサービスを提供できる体制を整備して、より効率的に取り組みます。

杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画【概要版】

発行:令和6年3月

編集:杉戸町 高齢介護課

〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目9番地29号

電話:0480-33-1111 (代表) FAX:0480-33-6484

URL: http://www.town.sugito.lg.jp/